

神戸ならではのお試し移住・就労体験機会の創出業務委託仕様書

1. 業務名称

神戸ならではのお試し移住・就労体験機会の創出業務委託

2. 事務の趣旨・目的

本市の人口は 2011 年をピークに減少が続いており、特に大学卒業後の 25 歳～34 歳の若者の流出が重要な課題となっている。人口の移動は、大学卒業、就職、転職や結婚、出産など、ライフステージの節目で起こり、このタイミングで本市を移住先の選択肢として入れていただくためには、神戸とのつながりを創り、深めていくことが重要である。

コロナ禍でワーケーションなどの多様な働き方が普及する中で、豊かな自然環境、職住近接、上質な生活環境などの神戸独自の強みを活かしながら、市外の学生や若年単身世帯などを主なターゲットとして、実際に神戸に来てもらい、お試し移住や就労体験の機会を提供することで、将来的な移住や住み替えに繋げることを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 具体的内容

本事業を進めるにあたり、以下に定める事項を確実に行うものとする。また、受託者は、神戸市（以下「委託者」という）が定める次の「(2) 本作業上の条件」に基づき、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、報告書を作成し納入する。

① 神戸ならではのお試し移住・就労体験機会の創出に資する企画立案

以下の業務について、神戸ならではのお試し移住や就労体験機会を創出するような企画を立案し、実施すること。

② 受入先の募集

副業人材の受け入れを希望する市内事業者や、地域社会の様々な課題解決につながる業務を提示する団体等（以下「受入先」という）に対し、本事業について広く周知を行い、20 受入先程度を募集する。必要に応じて金融機関等と連携を行うなど、幅広い受入先の募集に努めるとともに、受入先の求める要件等について把握する。

③ 参加者の募集

市外在住かつ市外在学・在勤の大学生（専門学校、短期大学生含む）、社会人などに対し、本事業について広く周知を行い、本事業に参加する者（以下「参加者」という）を募集するとともに、参加者の持つ資格や能力などの必要事項について把握する。なお、応募を促進するため、参加者が来神する際の負担を軽減するようなスキームを構築すること。

④ 受入先と参加者のマッチング

前号②・③の内容を基に、各種ツール（本事業に関する特設 WEB ページやスマートフォンアプリなど）を活用し、受入先と参加者とのマッチングを 50 組以上成立させ、参加者が神戸と関係性を構築・深化させられるようなお試し移住・就労体験プランを実施する。

⑤ 事業遂行に関するサポート

マッチング成立後は、受入先及び参加者に対し、本事業の遂行に関するサポートを適宜行う。

⑥ 本事業の積極的な広報

本事業について、受託者のツール（SNS やホームページなど）を活用するとともに、大手メディア等へのアプローチを積極的に行い、神戸市の取り組みを最大限 PR できるような仕組みをつくる。

⑦ 本事業実施に関する効果検証の実施

本事業の受入先及び参加者に対してアンケート調査の実施・分析をするなど、効果検証を行う。

⑧ 事業総括報告書の提出及び報告会の実施

本事業について、事業総括報告書を提出するとともに、委託者に対して報告会を実施する。報告書は、令和 5 年 3 月 31 日までに、「5. 成果物納品場所」宛にメールで送付する。

（2）本作業上の条件

① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、他の者が有するノウハウや既存のネットワークの活用など、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。
- ④ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ⑤ 受託者は委託者に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。
- ⑥ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑦ 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint を使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。
- ⑧ 本業務の遂行にあたっては、企画提案書の内容をベースに委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- ⑨ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

5. 成果物納品場所

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館12階）

神戸市企画調整局政策調査課 担当：竹村、南

電話 078-322-6951 電子メールアドレス tokku@office.city.kobe.lg.jp